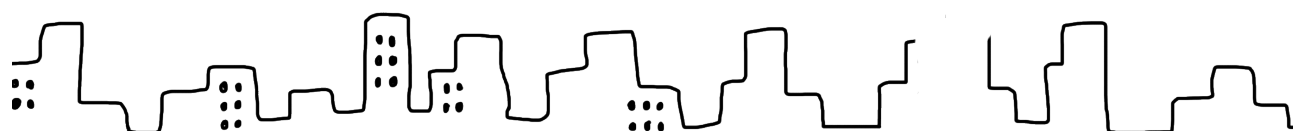


今こそ！行田を元気にする活動を支援します

／令和7年度／

行田市市民活動やる気応援助成金



募 集 要 項

1 市民活動やる気応援助成金とは

地域のために活動するNPO法人やボランティアなど、市民の「やる気」を応援する助成金です。活動内容に応じて「新たな取組応援事業」と「スタート応援事業」と「若者応援事業」の3種類があります。

2 助成金の内容について

	新たな取組応援事業	スタート応援事業	若者応援事業
対象団体	10人以上で構成され、市内に主たる事務所を置くNPO法人又は地域活動団体	市内に主たる事務所を置くNPO法人で設立後3年以内のもの、又は助成金申請後1年以内にNPO法人格の取得をしようとする団体	次の(1)～(4)の全てに該当する団体 (1) 市内在住又は市内在学・在勤の若者が1名以上含まれていること。なお、若者とは、令和7年4月1日現在で39歳以下のものであること。 (2) 代表者が令和7年4月1日現在で18歳以上であること。 (3) 代表者を含め3人以上の構成員で組織していること。 (4) 若者が過半数を占めていること。

対象事業 ※1	新たにに取り組む事業で、次に掲げるいずれかに該当するもの。 ① 【ひとの元気】事業 子育て、教育、福祉など ② 【地域の元気】事業 支えあい、防犯、防災など ③ 【まちの元気】事業 観光、国際、環境、文化、歴史など	活動開始期の基盤整備事業	若者が主体となり市内において自発的な意志で企画し、実施し、かつ、地域課題を解決し、又は地域活性化に貢献する事業。
対象経費	事業に直接的に係る経費※2	活動開始期の基盤整備に係る経費	事業に直接的に係る経費※2
助成率	1/2		10/10
上限額	100,000 円	50,000 円	50,000 円
対象期間	助成を実施する当該年度の交付決定日から同年度2月末日まで		
交付制限	1 団体につき1 年度1 事業	1 団体につき1 回のみ	1 団体につき1 年度1 事業

※1 政治、宗教及び営利を目的とするものは除きます。

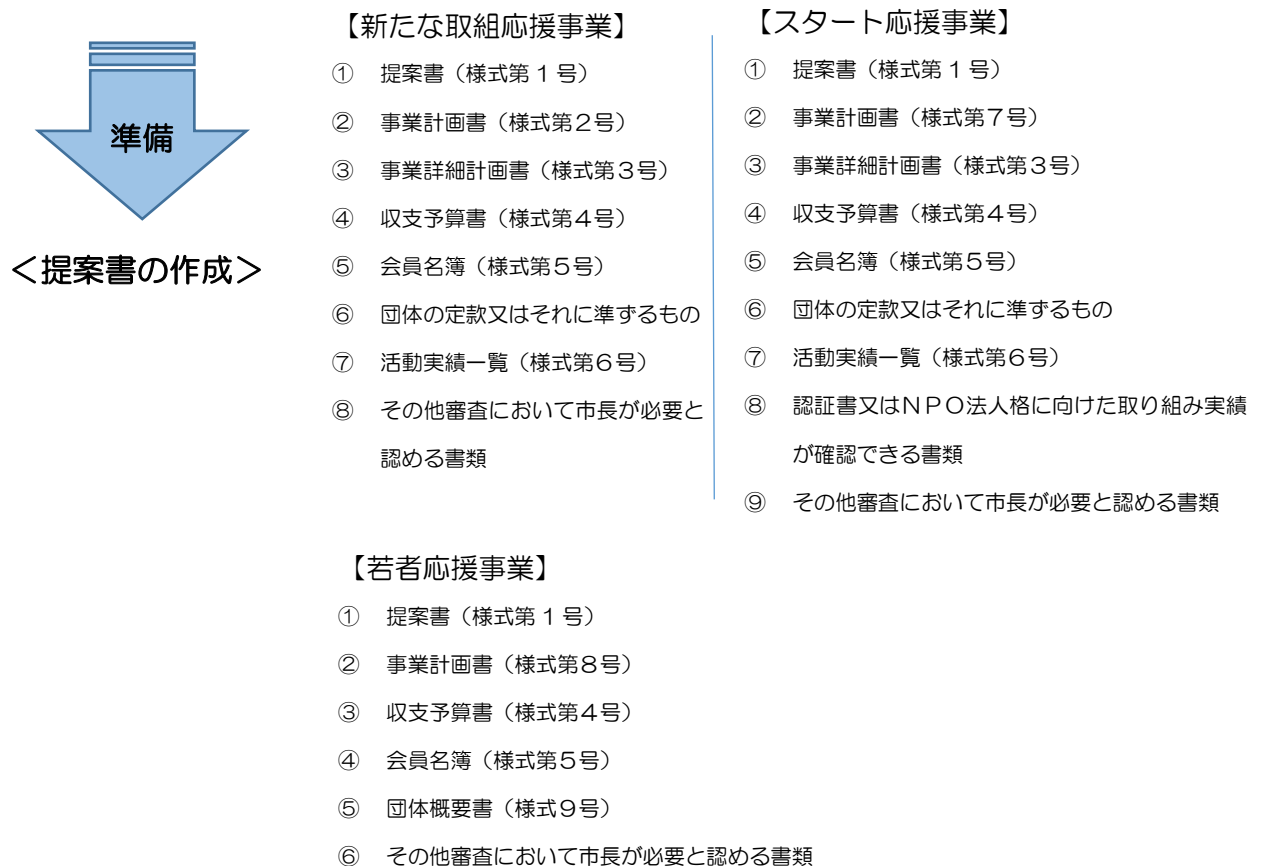
※2 対象となる経費及び対象にならない経費の一例は次のとおりです。

経費費目	対象となる経費の例	対象としない経費の例
報償費	○外部講師・指導者等に対する活動協力へのお礼	×団体構成員に対する謝礼（謝金・図書券などの金券・菓子折り代・土産代・記念品代）
旅費	○外部講師・指導者等の活動場所までの交通費 ○事業に必要な研修・調査のための旅費	×対象事業に直接係らない交通費 ×事業実施場所までの会員・参加者の交通費
消耗品費	○対象事業に必要な事務用品・材料代・チラシ等の用紙代・インク代・会議資料	×対象事業以外で使用する事務用品
食糧費	○事業実施に必要不可欠と認められる食品材料費 ○外部講師・指導者等の昼食代	×会議や懇親会等の茶菓子代・飲食代 ×会員の昼食代
印刷製本費	○ポスター、パンフレット、チラシ等の印刷代 ○資料のコピー代	×対象事業以外で使用する資料の印刷代
通信運搬費	○チラシ郵送のための切手代 ○物品宅配料	×事務所の電話代、インターネット通信料
保険料	○行事保険 ○外部講師・指導者・ボランティア等が加入する損害賠償保険	×対象事業以外で加入する保険料
委託料	○警備・会場設営の委託料	×事業企画・立案の委託料

使用料及び 賃借料	○会場使用料 ○機材のレンタル料 ○バスの借上料	×事務所賃料 ×事務所用パソコンリース代
備品購入費	○事業実施に直接必要な物品 ○活動開始期の基盤整備に必要な物品 （スタート応援事業）※3 ※申請時に見積書等の添付が必要	×日常的には個人が使用する物品
その他経費	○対象事業で特に必要と認められる経費	×事務所の光熱水費など団体の経常的活動に要する運営経費

※3 備品購入した場合で、NPO法人各取得後は、特定非営利活動推進法第32条の規定にしたがってください。

3 申請から受領までの流れ





市民公益活動推進委員会に出席してプレゼンテーション

- ・審査基準については市民活動サポートセンターにお問い合わせください。



《採択通知を受けたら》

助成金の交付申請書を提出



事業計画に沿った適切な事業を展開

- ・交付決定通知後に事業を開始し、2月末日までに完了してください。
- ・事業が実施できなかった場合や、事業内容・支出項目が申請内容と異なった場合は、速やかにご連絡ください。計画変更申請書や中止申請書をご提出いただくことがあります。



実績報告書の提出

事業完了後 1 か月以内に事業実績報告書に以下の書類を添えて提出。

- ① 収支決算書
- ② 領収書等支出が確認できるもの
- ③ 写真
- ④ その他、事業成果が確認できるチラシ、パンフレット等の資料



《助成金の確定通知が届いたら》

請求書の提出

助成金の受領

請求書の提出後、1 か月以内に振り込みます

情報発信

助成金の交付を受けた団体は、実施した事業成果を広く市民に公開していただきます。

詳細は、改めてご連絡します。

4 提案書受付期間

第1期 9月 6日（土）まで

第2期 12月 6日（土）まで

※持参、郵送、メールいずれかの方法で提出してください。

※予算に定める範囲を超えた場合は、受付終了となりますのでご了承ください。

5 提出先・問い合わせ

行田市市民活動サポートセンター

〒361-0052

行田市本丸5-10（コミュニティセンターみずしろ1階）

Tel 048-598-8616

e-mail gyodashi-saposen@bz04.plala.or.jp

○開所日 毎週 月・火・木～土曜日 午前9時～午後5時
(コミュニティセンターみずしろの休館日及び日曜日を除く)

市民活動サポートセンターでは、申請の手続き等、
アドバイスを行いながら充実した活動となるよう
サポートします。いつでもご相談ください。

